

## 5. NPO

### ①特定非営利活動促進法に基づく申請受理数、認証数、不認証数及び解散数

〈1998年12月1日～2005年3月31日〉

(累計数)

所管庁名	申請受理数	認証数	不認証数	解散数	所管庁名	申請受理数	認証数	不認証数	解散数
北海道	822	784	0	16	大阪府	1,805	1,665	1	28
青森県	152	146	0	2	兵庫県	767	721	2	15
岩手県	201	187	0	2	奈良県	175	166	0	2
宮城県	351	325	0	6	和歌山県	144	137	0	1
秋田県	113	111	0	2	鳥取県	79	77	0	0
山形県	172	169	0	0	島根県	109	99	0	0
福島県	267	261	1	1	岡山県	256	246	1	12
茨城県	274	262	0	4	広島県	344	326	1	6
栃木県	243	231	0	4	山口県	199	195	0	6
群馬県	391	379	0	8	徳島県	111	102	0	0
埼玉県	667	645	0	8	香川県	131	124	2	1
千葉県	869	823	0	9	愛媛県	174	160	0	3
東京都	4,468	4,135	43	79	高知県	135	133	0	3
神奈川県	1,359	1,269	0	19	福岡県	714	666	1	30
新潟県	299	284	0	4	佐賀県	133	126	0	2
富山県	121	112	0	2	長崎県	201	189	0	1
石川県	156	148	0	1	熊本県	261	247	2	1
福井県	142	138	0	3	大分県	216	202	1	3
山梨県	137	128	0	0	宮崎県	129	121	0	1
長野県	460	438	0	9	鹿児島県	189	171	0	1
岐阜県	283	270	0	2	沖縄県	177	171	0	3
静岡県	490	466	0	9	都道府県計	20,730	19,488	56	339
愛知県	714	665	0	7					
三重県	320	299	1	7					
滋賀県	241	227	0	7	内閣府	1,969	1,798	77	43
京都府	569	542	0	9	合計	22,699	21,286	133	382

(備考) 1. 内閣府調査による。

2. 定款変更による所轄庁の変更があった場合は、申請数・認証数ともに新たな所轄庁の欄へ移動させている。  
また、解散の場合には申請数・認証数ともに減算している。

### ②認証団体の活動分野割合

〈複数回答、2005年3月末現在〉

(%)

分野	割合	分野	割合
1. 保健、医療又は福祉の増進を図る活動	56.9	10. 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動	9.1
2. 社会教育の推進を図る活動	47.2	11. 子どもの健全育成を図る活動	39.1
3. まちづくりの推進を図る活動	39.8	12. 情報化社会の発展を図る活動	6.4
4. 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動	31.6	13. 科学技術の振興を図る活動	3.1
5. 環境の保全を図る活動	28.9	14. 経済活動の活性化を図る活動	8.0
6. 災害救援活動	6.5	15. 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動	9.8
7. 地域安全活動	9.0	16. 消費者の保護を図る活動	3.7
8. 人権の擁護又は平和の推進を図る活動	15.4	17. 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動	43.7
9. 国際協力の活動	22.0		

(備考) 1. 内閣府調査による。

2. 認証団体とは、特定非営利活動促進法に基づき認証された団体。  
3. 平成17年3月末までに認証を受けた21,286法人の定款から集計。  
4. 一つの法人が複数の活動分野の活動を行う場合があるため、合計は100%にならない。  
5. 上記12～16の分野については、特定非営利活動促進法の改正（平成15年5月1日施行）により追加されたもの。

### ③市民活動団体の主な活動範囲

(%)

活動範囲	割合
一つの市区町村の区域内	55.7
複数の市区町村にまたがる区域程度	20.7
一つの都道府県の区域程度	9.5
複数の都道府県にまたがる区域程度	4.6
国内広域	3.1
海外のみ	0.3
国内及び海外	3.1
その他	0.8
無回答	2.2

### ④市民活動団体の会員数

(%)

会員規模	割合
10人未満	19.8
10人～20人未満	14.4
20人～50人未満	18.6
50人～100人未満	7.2
100人～200人未満	3.2
200人～500人未満	1.9
500人以上	1.5
無回答	33.6

### ⑤市民活動団体の財政規模

(%)

財政規模	割合
10万円未満	21.9
10万円～30万円未満	10.9
30万円～50万円未満	5.1
50万円～100万円未満	6.6
100万円～200万円未満	4.9
200万円～500万円未満	5.3
500万円～1,000万円未満	4.2
1,000万円～2,000万円未満	3.3
2,000万円～5,000万円未満	4.0
5,000万円～1億円未満	2.5
1億円～2億円未満	2.4
2億円以上	2.1
無回答	27.0

(備考) 1. 内閣府「市民活動団体等基本調査」(2005年)による。

2. 調査対象は、継続的、自発的に社会貢献活動を行う営利を目的としない団体である特定非営利活動法人及びいわゆる任意団体。公益法人等(社団法人、財団法人、社会福祉法人、宗教法人、医療法人、更生保護法人、職業訓練法人)及び特定非営利活動法人以外の商工会議所、商工会、有限会社、株式会社、協同組合等の法人格を有する団体は調査対象とはしなかった。

3. 調査期間は2005年1月5日～2月28日。

4. 市民活動団体の会員とは、個人・団体を指す。

5. 財政規模は、支出額で見ている。